

東京オリンピックのチケット販売抽選が行われました。東北でも一部競技が開催されることからエントリーした方も多いのではないのでしょうか。オリンピックに限らず、ラグビーワールドカップや人気アーティストのコンサート等、チケットにまつわる消費者トラブルも多いようです。不正転売や詐欺行為等の被害に遭わないよう注意しないとイケないですね。



## ■株式会社防災センター訴訟の経過報告

5月14日(火)及び6月28日(金)、株式会社防災センターに対する不当条項使用等差止請求訴訟の裁判期日が開催されました。

5月の期日では、ネットとうほくから相手方に対し、本件で問題になっている防災センターの勧誘する契約の法的性質や営業実態等に関して、不明な点を明らかにするよう求めました。

6月の期日では、まだ防災センター側で回答の準備ができていないとのことで、次回期日までに回答が提出されることとなり、これを踏まえ、当団体でも反論を行うということになりました。

次回期日は9月10日(火)10時30分から仙台地方裁判所308号法廷で行われる予定です。

## ■2019年度通常総会を開催しました

6月22日(土)10:15より仙台弁護士会館4階ホールにおいて、2019年度通常総会が正会員94名(本人出席30名、委任状による代理出席16名、書面議決書による出席48)の参加で開催されました。



挨拶 吉岡和弘理事長

はじめに、司会の高橋大輔理事より成立が宣言され、その後、吉岡和弘理事長から、「本総会はNPO団体となって6回目、適格消費者団体となって3回目の総会。各所から寄せられる期待を裏切らないよう頑張っていく」と挨拶がありました。

続いて、村井嘉浩宮城県知事、郡和子仙台市長から寄せられたメッセージが紹介されました。

その後、議長に個人正会員佐藤由麻弁護士が選出され、小野寺友宏事務局長から一括して議案提案、続いて、車塚潤監事より監査報告が行われました。

会員からの質問や意見、理事会からの答弁の後、採決に入り、全議案が賛成多数で承認採択されました。

2019年度の活動の重点として、情報収集活動の強化、検討委員会活動及び申入れ活動の強化、組織強化・会員拡大、会員・一般消費者・事業者・行政への情報提供・広報、消費者被害・消費者施策に関する研究・提言活動、行政・他団体との協働及び業務受託をすすめ、適格消費者団体として期待される役割が発揮できるよう活動することとしました。



採決の様子

## 【提出議案】

第1号議案	2017年度決算報告修正の件	賛成多数で承認
第2号議案	2018年度事業報告承認の件	満場一致で承認
第3号議案	2018年度決算報告承認の件	満場一致で承認
第4号議案	2019年度事業計画決定の件	満場一致で承認
第5号議案	2019年度活動予算決定の件	満場一致で承認
第6号議案	会費規約決定の件	満場一致で承認
第7号議案	役員報酬規程決定の件	満場一致で承認
第8号議案	役員選任の件	満場一致で承認
第9号議案	議案決議効力発生の件	満場一致で承認

## 【2019年度～2020年度役員体制】

理事長	吉岡和弘
理事	磯田朋子、岩井幸子、大西二郎、小笠原奈菜、小野田由季（新任）、小野寺友宏、河上正二、鈴木裕美、高橋大輔、高橋玲子、中里真、野崎和夫、畠山幸夫
監事	車塚潤、櫻井芳昭

## ■総会記念講演会を開催しました

2019年度通常総会終了後、特定非営利活動法人消費者支援機構福岡理事長朝見行弘氏を講師に「適格消費者団体の現状と課題」と題して講演会を開催し、30名が参加しました。



講師 消費者支援機構福岡  
朝見行弘理事長

はじめに、消費者支援機構福岡は11番目の適格消費者団体で、設立10年目、適格消費者団体として7年目であることや、九州7県には4つの適格消費者団体があり、2年以内には更に3団体が認定申請を行うのでは、などのお話がありました。

次に、行政との連携の大切さや、適格消費者団体と特定適格消費者団体との連携の必要性を訴えました。また課題として、会員に向けた活動（会員への還元）や、初期に設立された団体が抱える、活動を支えてくれる若い人の参加がないという「人」の問題、近隣の適格消費者団体との活動の「すみ分け」・「連携」等が挙げられました。さらに、ネットとうほくのように周りに適格消費者団体が無い場合は、周辺地域をどのよ

うにサポートしていくかも課題であるとお話いただきました。

続いて、これまでの申入れ事案を例に、消契法第9条1号における「平均的な損害」をどうするかといった問題点を、短い時間の中丁寧に、そしてユーモアを交えながらご紹介いただき、大変勉強になりました。

最後に、ネットとうほくはよく活動しているとのことのお褒めの言葉をいただくとともに、今後の更新手続に向けて貴重なアドバイスをいただくことができました。

講演に続き、ネットとうほく理事・検討委員会委員長鈴木裕美弁護士より、「他団体の事例紹介と情報提供のお願い」と題し、報告並びに情報提供の呼び掛けを行いました。



講演会の様子



報告者 鈴木裕美理事

他団体の事例を紹介しながら、「会員のみなさんにもアンテナを高くして、日常的に見ている身近な情報でおかしいなと思うことがあったり、自分が被害に遭っていなくても疑問に思ったりしたことを発信して欲しい」、「会費のみではなく情報提供という面でもネットとうほくを支えていただき、その情報を端緒に活動をしていきたい」との呼び掛けがありました。

講演会終了後、昼食交流会を開催しました。短い時間でしたが、会員の皆さまからのネットとうほくに対するご意見・ご要望を直接伺うことができ、大変貴重な時間を共に過ごすことができました。今後とも引続きネットとうほくの活動にご理解、ご指導、ご支援をよろしくお願いいたします。

## ■2019 年度第 1 回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

5月13日(月)18:30から仙台弁護士会館において、2019年度初となる第1回消費者被害事例ラボを開催し、23名が参加しました。

今回は、「墓地契約についてー墓地使用料の返還を中心にー」をテーマに、ネットとうほく検討委員で青森中央学院大学の丸山愛博准教授が講義を行いました。

まず、墓地を巡る状況と墓地に関する法律について、特に墓地の经营主体によって、個人営墓地、寺院営墓地、霊園営墓地、公営墓地等があることや、墓地埋葬法の定め等が確認されました。

次に、墓地使用権はどのような法的性質であるのかについての講義がなされました。墓地使用権についてさだめた法律はないものの、学説上「墓地の所有者が共葬墓地につき、墓地所有のため限定した区域の土地を使用しうる永久かつ対世的な財産権」等と定義されていること、これらから、墓地使用権の特徴としては、従来、固定性・永久性・財産性という性質が指摘されてきましたが、永代供養墓ができたことなどによって、利用権の財産性が希薄になってきたことを指摘し、従来の永久性・固定性や財産性を前提にしては、適切な紛争解決を見出し得なくなっているとお話がありました。そして、一般には、上述した经营主体を基準とした分類を参考に、その類型ごとに墓地使用権の法的性質が検討されているとのことでした。

また、「墓地使用料の返還」が認められるのか、という点について解説がありました。墓地使用料の法的性質としては、①お布施である、②前払賃料、③墓地使用権設定の対価という考え方があり得るとのことでした。裁判例においては、墓地使用権設定の対価との考え方にもとづいて返還を認めないとする判断がある一方、納骨壇の契約に関し、使用契約を、賃貸借契約を中心としつつ、準委任契約の性質を併せ有する混合契約として、契約からの経過年数等を考慮し、1割のみを控除して返還を認めた事案があるとのことでした。

その他、他の団体の差止めの申し入れ事案なども紹介され、ネットとうほくが申し入れを行う際の参考となりました。

次回の消ラボは、7月18日(木)18:30から、仙台弁護士会館において、「投資被害における過失相殺について」をテーマに開催します。講師は、山形大学の小笠原奈菜准教授です。



講師 丸山愛博准教授

「おかしい」「騙されているのでは」と思ったら  
一人で悩まず



消費者庁 消費者ホットライン 188  
イメージキャラクター  
ー イヤヤン

「消費者ホットライン」☎188(局番なし)にすぐ電話!

～お近くの消費生活相談窓口につながります～



## 会員の活動の紹介～NACS 東北支部～

NACS（(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の略称）は、消費者課題に取り組む多様なメンバーで構成される全国組織です。ネットとうほくには理事、監事、検討委員を多く輩出しており、また、東北大学名誉教授でネットとうほく理事の河上正二先生には、昨年10月からNACS会長に就任いただいております。

毎年6月には東北6県の会員が参加する支部大会に合わせ、一般公開の講演会を開催しています。今年は6月9日（日）、ネットとうほくの活動を各県に根付かせること・改正消費者契約法を学ぶことを目的に、吉岡和弘理事長に「適格消費者団体の現状と課題」をテーマに、事例紹介と合わせ、人（会員数）・金（活動するほど赤字になる）など現状抱えている課題をお話いただきました。河上先生には「改正消費者契約法」をテーマに、「平均的損害」や「過大な不安」等の文言に内包する成立過程からの課題を解説いただきました。

消費者被害の未然防止と救済には、ネットとうほくとNACSの役割が重要であることを再認識できた講演会となりました。

（ネットとうほく団体正会員 NACS 東北支部支部長 大西二郎）



講演する吉岡和弘理事長

## ■リレーエッセイ

10回目を迎えたリレーエッセイ。今回は検討委員の佐藤由麻弁護士です。

検討委員で弁護士の佐藤由麻です。最近、やけに感情・心理に訴えかけてくる広告が多いような気がして、気になっています。例えば、洗顔料に関するCMでは、ニキビに悩む子どものために親がニキビに効くという洗顔料を購入、子から感謝の言葉をかけられ、親が涙ぐむ、というような演出があります。個人的には大変違和感があります。なぜ違和感があるのか考えてみると、「子どもの為にこの商品を買ってあげるのが良い親」、逆に言えば「子どもが悩んでいるのに購入してあげないのは親として失格」というメッセージが陰にあり、商品自体の品質や条件ではなく、親心や親としての義務感・使命感のような心理に働きかけて、親の購入意欲を煽ろう、購入を無意識のうちに半強制しようとしていることを感じるからではないかと思います。

私のように違和感をもつ人もいるかもしれませんが、CMの効果により購入してしまう人もいるのではないかと思います。このような演出が直ちに違法なわけではないものの（体験談を偽っているとすれば問題ですが）、殊更に人の心理に働きかけ、操ろうとする広告というのはどうなんだろう、ズルいんじゃないかと個人的には思っています。ステルスマーケティングなども問題となっているように、巷には消費者心理を利用した勧誘・広告が溢れており、時にそれが不当・違法なものにもつながっていく、そしてその境界は結構曖昧なのではないかと思うと、消費者がそういった心理戦略に負けずに本当に自分の意思による消費行動をとれるよう支援していくためには、消費者側の立場からも消費者心理についてきちんと勉強・研究していく必要があるのではないかと、思う今日この頃です。

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

NPO 法人消費者市民ネットとうほく 事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.